

## 6. 高齢者向けすまい

### 都営、区営・区立など的高齢者向け住宅の入居

区のおしらせ「せたがや」で募集期間や申し込み方法をご案内します。

都営住宅は、5、8、11、2月の各1日号に、区営住宅は、6、11月の各1日号でご案内します。

【対象者】 ①都営住宅：都内在住3年以上で、65歳以上の方

②区営・区立住宅：区内在住3年以上で、65歳以上の方

※詳しい要件は募集期間に窓口にかかる「募集のご案内」で確認してください。

【問合せ】 住宅管理課 ☎ 5432-2498 FAX 5432-3040

世田谷区営住宅等窓口センター ☎ 6805-6523 FAX 6805-6573

## 6

### シルバーピア住宅

生活相談や安否確認等を行う生活協力員が配置され、バリアフリー化に対応した高齢者向けの都営、区営、区立住宅です。

【対象者】 自立して生活できる65歳以上の単身または2人世帯で住宅に困窮している方

【問合せ】 住宅管理課 ☎ 5432-2498 FAX 5432-3040

### 住まいサポートセンター

高齢者の方の居住を支援する事業を実施するとともに、区民の皆さんの住まいに関する相談について、総合的にご案内します。

【主な実施事業】

○保証会社紹介制度（滞納家賃一時立替制度）

区内在住2年以上の60歳以上の世帯の方が入居や契約更新の際、保証人が見つからない場合に保証会社をご案内し、入居・継続居住を支援します。

※保証会社による金銭保証を利用するには保証料が必要です。（初回保証料半額助成あり。ただし生活保護受給世帯は除く）

○住まいあんしん訪問サービス

お部屋探しサポートを利用して民間賃貸物件に入居した方を定期的に訪問し、見守りを行なうことで、入居及び居住継続を円滑にし、安心して地域で暮らし続けられるよう支援します。

○お部屋探しサポート

区と協定を結んだ不動産店団体の協力で、民間賃貸住宅の空き室情報を提供すると共に様々なアドバイスをしています。

毎週木曜、第1～4火曜、金曜に実施しています。ご利用にあたっては、事前にご連絡ください。（予約優先）

## ○住宅相談

住宅まちづくり総合相談、マンション相談、不動産相談、登記相談、法律相談、土地家屋調査士相談等について一級建築士・マンション管理士・宅地建物取引士・司法書士・弁護士・土地家屋調査士などの専門家による30分のアドバイスを行ないます。ご利用にあたっては、事前にご連絡ください。(予約優先)

予約は電話で住まいサポートセンターへ。

【対象者】 事業ごとに異なります、住まいサポートセンターにお問い合わせください。

【予約・問合せ】 住まいサポートセンター ☎ 6379-1420 FAX 6379-4233

## サービス付き高齢者向け住宅

サービス付き高齢者向け住宅とは、高齢者単身・夫婦世帯が、安心して居住できる賃貸等の住まいです。バリアフリー構造やケアの専門家による安否確認サービスなどを備えており、東京都に登録されます。

【サービス付き高齢者向け住宅の閲覧窓口】 公益財団法人 東京都福祉保健財団  
☎ 3344-8637

【参考】 「サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム」 ホームページ  
<https://www.satsuki-jutaku.jp/search/index.php>

## 養護老人ホーム

環境上及び経済的理由により、居宅において生活することが困難な高齢者が入所する施設です。令和3年8月現在、区内には1か所「友愛ホーム」があります。

【対象者】 原則として65歳以上で、次の①および②の要件を満たす方

### ①環境上の理由

- ・ 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であること
- ・ 入院加療を要する病態でないこと等

### ②経済的理由

- ・ 高齢者のいる世帯が生活保護を受けていること
- ・ 世帯の生計中心者が住民税の所得割を課税されていないこと
- ・ 災害などのためその世帯の収入が急激に減少し、生活に困窮している状態にあること等

【費用】 入所者本人および扶養義務者の所得税額等に基づき、費用を負担していただきます。

【問合せ・申込み】 住所地の総合支所保健福祉課 (➡22頁)

## 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

常時介護が必要で、自宅での介護が困難な場合に入所する施設です。区では、要介護度や介護者の状況等を勘案し、入所の必要性の高い方から入所できる方法をとっています。

**【対象者】** 世田谷区に住民票がある要介護3以上の方

※要介護1、2と認定された方であっても、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難と認められる場合は、対象となります。

※常に医療行為を要する方は入所できません。

**【問合せ・申込み】** 区内施設と区外施設（⇒111頁）は、住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）へ相談のうえ申し込みください。

## 都市型軽費老人ホーム

身体の不具合などで自立した日常生活を営むことに不安があり、家族からの援助を受けることが困難な方に、食事の提供、入浴の準備、その他必要な便宜を低額な料金で提供します。

施設の所在地等は114頁をご覧ください。

**【対象者】** 次のいずれにも該当する方

①60歳以上であって、低所得で、世田谷区に住民票が3か月以上ある方

②身元保証人が得られる方（特別の事情がある場合を除く）

③身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安がある方

④財産管理及び日常の金銭管理等について、自己管理ができる方

⑤感染症がなく、かつ、医療について自己管理ができる方

⑥問題行動を伴わない方で共同生活が可能なる方

⑦家族による援助を受けることが困難なる方

⑧住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅生活を継続することが困難なる方

**【問合せ・申込み】** 住所地の総合支所保健福祉課（⇒22頁）

## 有料老人ホーム

高齢者が入所し、入浴・排泄・食事等の介護や食事の提供、日常生活の支援が受けられる施設です。主に民間企業が設置・運営しています。当該施設が直接介護サービスを提供する「介護付有料老人ホーム」と、介護サービスが必要なときは外部の訪問介護等を利用する「住宅型有料老人ホーム」があります。

**【対象者】** 概ね60歳以上の方

**【問合せ・申込み】** 有料老人ホームは、特別養護老人ホームと異なり、区では申込みを受付けていません。入居一時金や毎月の料金等の入居条件から、それぞれ利用される方が選んで入居する施設です。

入居を決める際は、契約内容をよくご確認ください。総合支所保健福祉課では、有料老人ホーム事業者からお預かりしているパンフレット等をご覧いただくことができますが、内容については直接施設へお問合せいただいております。